リバー株式会社 許可一覧表



1) 産業廃棄物処分業許可一覧表

					優良産廃処理業者					事業の	の範囲								産	業廃棄物	の種類	(許可品	■)				
			許可の年月日		認定制度					産業原	廃棄物					廃	廃										
都道府県 ・政令市	事業所	許可番号	(初回年月日)	許可有効期限	適合確認	切断	圧縮	破 砕	圧縮切断	切断・破砕	圧縮梱包	破 砕 減 容	破 砕 選 別	選別	· 圧縮 梱包	アルカリ	プラ 類 チッ	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ 陶	鉱 さ い	が れ き 類	ばいじん	紙 く ず	木 く ず	繊 維 く ず	備考
	児玉事業所							0									•	•	•	•		•					
	川島事業所							0		0							•	•	•	•							
H-T-19		01100004400	T-1057.7.16.7	A 480 (F. 7 E. 15 E.			0										•		•	•							■廃乾電池及び廃蛍光管を除く
埼玉県	東松山事業所	01120034488	平成3年7月16日	令和9年7月15日	0			0			0						-		-					•	•		□コンクリートくず及び廃蛍光管を除く ■廃乾電池及び廃蛍光管を除く
															0		-		<u> </u>					•			
	加須事業所					0		0									•		•	•	<u> </u>	A				 	▲金属回収に伴うものに限る。工作物の除去に伴って生じるものを除く。
	262(3-267)											0					•		•	•		_					
さいたま市	浦和事業所	10120034488	平成14年5月24日	令和10年5月23日	0	0	0												•								
千葉県	市原事業所	01220034488	令和4年7月1日	令和9年6月30日	_			0									A		A	A		•		•	•	•	▲自動車等破砕物を含む
1 ***	リルチボバ	01220034400	13/11+/7] 1 [1	1743-071301		0													A								▲自動車等破砕物を含む
船橋市	船橋事業所	10420034488	平成11年1月4日	令和12年1月3日	0	0	0										•		•	•		A		A	A		■自動車等破砕物を除くものに限る ▲金属くずと一体不可分なものに限る
														0			-		•			•		•	•	•	■自動車等破砕物を除くものに限る
千葉市	千葉事業所	05520034488	令和4年7月1日	令和9年6月30日	_		0										•	-	•	•	<u> </u>	ļ		•	•	•	
柏市	ELV柏事業所	11120034488	令和3年7月1日	令和8年6月30日	_	0	0										•		•	•		A					▲金属くずに付着したものに限る 自動車等破砕物を除く。 石納合有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物である
神奈川県	藤沢事業所	01423034488	平成16年7月5日	令和12年7月4日	0	0													•								ものを除く。 □金属くずに附着するものに限る
相模原市	相模原事業所	09820034488	令和4年9月14日	令和9年9月13日	_	0	0												•								
							0										•		•	•		•		•	•	•	
群馬県	伊勢崎事業所	01020034488	令和4年7月1日	令和9年6月30日	_			0						<u> </u>			•		•	•	 	•		•	•	•	
栃木県	那須事業所	00920034488	令和4年7月1日	令和9年6月30日	_								0				•		•	•		•					※選別は当該破砕施設で処理されたものに限る。
静岡県	富士事業所	02221034488	令和4年8月19日	令和9年8月18日	_	0		0									•		•	•		•					

2) 廃棄物収集運搬業許可一覧表

				優良産廃処理業者 認定制度								産業廃	孫棄物の種	類(許可	品目)							
都道府県 ・政令市	許可番号	許可の年月日 (初回年月日)	許可有効期限	適合確認	積 替 保 管	燃 え 殻	汚泥	廃油	廃 酸	廃 アルカリ	廃 プラスチック類	ゴ ム く ず	金 属 く ず	ガ ラ 陶	鉱さい	が れ き 類	ば い じ ん	紙 く ず	木 く ず	繊 維 く ず	動植物性残さ	備考
千葉県	01200034488	平成13年1月17日	令和14年1月16日	0	-		•	•			•		•	•		•		•	•	•	Δ	石綿含有産業廃棄物を除く ■水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く △容器入りのものに限る
東京都	1300034488	平成12年11月10日	令和13年11月9日	0	-		•	•			•		•	•		•		•	•	•	•	石綿合有産業廃棄物を含む/水銀使用製品産業廃棄物を含む 東京都/優良性基準適合認定
					-	•	Δ	•	•	•	•	•	Δ		•		•	•	•	•	•	■石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む□石綿含有産業廃棄物を含む△水銀使用製品産業廃棄物を含む
埼玉県	01110034488	平成9年9月16日	令和10年9月15日	0	0						•		•									廃バッテリーに限る
					0		•				Δ		Δ									■廃乾電池に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む△廃乾電池及び廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む□廃蛍光管に限る。水銀使用製品産業廃棄物を含む。
群馬県	01000034488	平成13年3月22日	令和14年3月21日	0	-	•	-	•	•	•		•	-		•	Δ	•	•	•	•	•	□石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む ■水銀使用製品産業廃棄物を含む △石綿含有産業廃棄物を含む
神奈川県	01403034488	平成20年8月19日	令和9年8月18日	0	_	•	•	•	•	•		•			•	Δ	•	•	•	•	•	■石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む□水銀使用製品産業廃棄物を含む△石綿含有産業廃棄物を含む
茨城県	00801034488	平成20年9月5日	令和9年9月4日	0	=	•		•		♦	•	•	Δ	A	0	*	0	•	•	•	•	■水銀合有ばいじん等を除く □ 石綿合有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀合有ばいじん等を除 ◆水銀使用製品産業廃棄物、水銀合有ばいじん等を除く ◇小銀使用製品産業廃棄物、水銀合有ばいじん等を除く ▲自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む ○自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物を含む ○水銀合有にいじん等を除く ★石綿含有産業廃棄物を含む
長野県	2009034488	平成25年2月6日	令和14年2月5日	0	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Δ	•	•	•	•	•	▲石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む ■石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、自動車等破砕物を含む ◆水銀使用製品産業廃棄物、自動車等破砕物を含む △石綿含有産業廃棄物を含む
新潟県	01509034488	平成25年3月19日	令和14年3月18日	0	-						•					•		-	•	•		■石綿含有産業廃棄物を除く □水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く
栃木県	00900034488	令和3年9月8日	令和8年9月7日	-	=	•	•	•	•	•	•	•		•	•	Δ	•	•	•	•	•	■石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む □水銀使用製品産業廃棄物を含む △石綿含有産業廃棄物を含む
山梨県	01900034488	令和3年9月6日	令和8年9月5日	-	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まな い。
福島県	00707034488	令和4年8月31日	令和9年8月30日	-	-	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管 理産業廃棄物であるものを除く
静岡県	02201034488	令和4年8月1日	令和9年7月31日	-	=	•	•	•	•	•		•	•		•		•	•	•	•	•	■石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む▲水銀使用製品産業廃棄物を含む□石綿含有産業廃棄物を含む

3)特別管理廃棄物収集運搬業許可一覧表

		許可の年月日		優良産廃	積		特別管理	産業廃棄物	勿					特定	有害産業廃	棄物					
都道府県 ・政令市	許可番号	(初回年月日)	許可有効期限	適合 確認	替 保 管	廃 感 棄 染 物 性	廃油	廃酸	廃 カ ア リ ル	P 等 C 廃 B	汚 P 等 染 C 物 B	処 P 理 C 物 B	銀廃等水	水 指 汚 定 泥 下	い な	綿廃等石	殻え	じばんい	廃油	レ は 廃 ラ ヵ 廃 酸 ネ リ ア 又	備考
埼玉県	01160034488	令和3年7月1日	令和8年6月30日	_	-	•	•	•	•	•	•										
埼玉宗	01100034400	市和3年7月1日	₩64-0月30日		0			•													廃バッテリーに限る
東京都	1350034488	令和4年4月8日	令和9年4月7日	_		•	•	•	•	•	•	•									
神奈川県	01453034488	令和4年5月10日	令和9年5月9日	_		•	•	•	•												
千葉県	01250034488	令和4年5月23日	令和9年5月22日	_		•	•	•	•	•	•	•									
群馬県	01050034488	令和4年4月15日	令和9年4月14日	_		•	•	•	•	•	•	•									

4) 一般廃棄物収集運搬・処理業許可一覧表

都道府県 ・政令市	事業所	許可番号	許可の年月日 (初回年月日)	許可有効期限	区分	廃棄物の種類(許可品目)	備考
神川町	児玉事業所	1	平成2年10月1日	令和8年3月31日	処分業	金属、紙、プラスチック類、ゴム、木くず、ガラス及び陶磁器、繊維くず	
(埼玉県)	光工争未所	14	平成2年10月1日	令和8年3月31日	収集運搬業(積替保管を除く)	一般廃棄物(ごみ)	
市原市	市原事業所	D-16	令和4年7月1日	令和8年3月31日	処分業	廃家電、租大ごみ、不燃ごみ (金属くず・廃プラスチック類)	
滑川町	東松山事業所	指令滑第7-2号	平成13年4月1日	令和9年3月31日	収集運搬・処理業(再資源化)	紙類、プラスチック類、金属、木屑類、繊維、ガラス・陶磁器類、ゴム類	
加須市	加須事業所	加資許第156号	令和4年7月1日	令和8年3月31日		パソコン本体(ノート含む)、ディスプレイモニター(ブラウン管)、ディスプレイモニター(液晶)、情報端末機器、業務用エアコン(フロン等回収済みに限る)、業務用テレビ、業務用冷蔵庫・冷凍庫(フロン等回収済みに限る)、ビールサーバー (炭酸ガスポンベ含まず)	
大田原市	那須事業所	大田原市指令滑第197号	令和4年7月19日	令和8年3月31日	処分	一般廃棄物	
人口原巾	加 須争耒州	大田原市指令滑第196号	令和4年7月19日	令和8年3月31日	収集運搬	一般廃棄物	
那須塩原市	那須事業所	40	平成19年3月1日	令和9年2月28日	収集運搬	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、缶、びん、特定家電	
矢板市	那須事業所	矢板市指令生環第7-26号	平成22年7月26日	令和8年3月31日	収集運搬	一般廃棄物(多量排出ごみに限る)	

5) 自動車リサイクル法 許可・登録一覧表

都道府県	事業所	許可・登録番号	許可・登録	有効年月日	引取	フロン	解体	破	砕
・政令市	事未///	TID · 互终由与	年月日	有初千万日	714	類回収	77F PF	前処理	破砕
	児玉事業所							0	0
	加須事業所	20116001286	平成16年7月1日	令和11年6月30日					0
埼玉県							[0	0
和上木	ELV川島事業所	20111001286	令和3年7月7日	令和8年7月6日	0				
	LLV川岡事本川	20112001286	令和3年7月7日	令和8年7月6日	T	0	[[
		20113001286	令和3年7月1日	令和8年6月30日	T		0		
千葉県	市原事業所	20126003875	令和4年7月1日	令和9年6月30日				0	0
千葉市	千葉事業所	20554100110	令和4年7月1日	令和9年6月30日				0	
		21111000278	令和3年4月22日	令和8年4月21日	0				
柏市	ELV柏営業所	21112000278	令和3年4月22日	令和8年4月21日	T	0	[[
יוויו	LLV们占未加	21113000278	令和3年7月1日	令和8年6月30日	T		0	[
		21114000278	令和3年7月1日	令和8年6月30日	T		[0	
相模原市	相模原事業所	20984020286	令和4年9月14日	令和9年9月13日				0	
群馬県	伊勢崎事業所	20106002857	令和4年7月1日	令和9年6月30日				0	0
栃木県	那須事業所	20096400124	令和4年7月1日	令和9年6月30日				0	0
静岡県	富士事業所	20226302613	令和4年7月25日	令和9年7月24日				0	0

6)第一種フロン類充填回収業者登録一覧表

ノカ 住ノト	1/規尤県凹収耒1	日旦郊 見ひ			
都道府県	事業所	登録番号	登録年月日	有効年月日	フロンの種類
東京都	児玉事業所 船橋事業所	13101981	平成14年9月13日	令和9年9月12日	CFC、HCFC、HFC
群馬県	児玉事業所 伊勢崎事業所	100614	平成14年9月1日	令和9年9月1日	CFC、HCFC、HFC
埼玉県	児玉事業所 浦和事業所 川島事業所 加須事業所	19130025	平成14年3月1日	令和9年2月28日	CFC、HCFC、HFC
千葉県	船橋事業所 市原事業所 千葉事業所 ELV柏事業所	12A130008	平成13年12月27日	令和8年12月26日	CFC、HCFC、HFC
神奈川県	相模原事業所	神(気水)第1-4020号	令和4年5月10日	令和9年5月9日	CFC、HCFC、HFC
栃木県	那須事業所	第1-2285号	令和4年4月11日	令和9年4月10日	CFC、HCFC、HFC
静岡県	富士事業所	静岡102536	令和4年4月12日	令和9年4月11日	CFC、HCFC、HFC

7) 再生事業者登録一覧表

都道府県 ・政令市	事業所	登録番号	登録年月日	再生に係る事業の内容
	児玉事業所	第Ⅳ-10号	平成11年2月19日	金属くずの破砕
埼玉県	浦和事業所	第 -24号	平成11年12月1日	金属くずの圧縮、切断による再生
坷玉朱	川島事業所	第VI-6号	平成14年10月12日	金属くずの再生
	東松山事業所	第VI-3号	平成13年6月29日	古紙再生
	船橋事業所	第69号	平成13年11月26日	金属くずに係る再生業
千葉県	市原事業所	第186号	令和5年6月27日	金属くずに係る再生業
	千葉事業所	第187号	令和5年6月27日	金属くずに係る再生業
神奈川県	藤沢事業所	第 G 00206号	平成16年8月27日	金属くずの再生
िर्म ग्रह्म । जह	相模原事業所	第G00320号	令和5年5月22日	金属くずの再生
群馬県	伊勢崎事業所	第44号	令和6年2月5日	金属くずの再生
静岡県	富士事業所	廃再第94号	令和5年5月10日	金属くずの再生事業

9)古物商許可

都道府県	許可番号	許可年月日	備考
東京都	第307738802567号	昭和63年10月15日	

8) 産業廃棄物処理施設設置許可

0 / 庄耒冼果彻	処埋施設設直計	יי		
都道府県 ・政令市	事業所	許可番号	許可年月日	施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類
	児玉事業所	4-11	平成10年4月28日	施設:廃プラスチック類の破砕施設 種類:廃プラスチック類、ゴム、金属くず、ガラスくず及び陶器類 くず、建設廃材
埼玉県	川島事業所	2-29	平成9年11月4日	施設:廃プラスチック類の破砕施設 種類:廃プラスチック類、ゴム、金属くず、ガラスくず及び陶器類 くず
柯玉紫	加須事業所	5-38	令和3年10月19日	施設: 廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設 種類: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートく ず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類(金属回収に伴 うものに限る。工作物の除去に伴って生じるものを除く。)
	東松山事業所	6-2	平成22年11月29日	破砕施設 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維く ず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
		21-2-352	平成21年5月19日	施設:廃プラスチック類、木くず又はがれき類の破砕施設 種類:廃プラスチック類、ゴム、金属くず、ガラスくず及び陶器類 くず、建設廃材
千葉県	市原事業所	2020-1-504	令和2年9月15日	施設:廃プラスチック類の破砕施設 種類:廃プラスチック類
		25-1-411	平成26年3月27日	施設:廃プラスチック類の破砕施設 種類:廃プラスチック類
群馬県	伊勢崎事業所	群馬県第045-1号	平成17年6月20日	施設:廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破砕施設 種類:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
栃木県	那須事業所	45-1	平成22年1月29日	施設:廃プラスチック類、がれき類の破砕施設 種類:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず、がれき類
静岡県	富士事業所	第030110140号	平成19年7月4日	施設:廃プラスチック類、がれき類の破砕施設 種類:廃プラスチック類、がれき類

10) 金属くず商許可

都道府県	許可番号	許可年月日	備考
静岡県	第49110K000039号	令和4年8月26日	

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー 株式会社 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事福田富

許可の年月日許可の有効年月日

令和 4(2022)年 7月 1日 令和 9(2027)年 6月30日



1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

中間処理(破砕、選別)

- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)
 - ①破砕に係るもの
 - 廃プラスチック類
 - 金属くず
 - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器く
 - がれき類
 - ② 選別に係るもの
 - ・廃プラスチック類(当該破砕施設で処理されたものに限る。)
 - ・金属くず(当該破砕施設で処理されたものに限る。)
 - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(当該破砕施設で処理されたものに限る。)
 - ・がれき類(当該破砕施設で処理されたものに限る。)
- 2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破砕施設

- ① 設置場所: 栃木県大田原市下石上字東原1505-11 他
- ② 設置年月日: 平成22(2010)年2月22日
- ③ 処理能力:

・廃プラスチック類	35.8000	t/日	(3.5800	t/時)
金属くず	102.9000	t/日	(10.2900	t/時)
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	152.9000	t/日	(15.2900	t/時)
・がれき類	89.5000	t/日	(8.9500	t/時)

- ④ 許可年月日: 平成22(2010)年1月29日
- ⑤ 許可番号: 45-1

(2) 選別施設

- ① 設置場所: 栃木県大田原市下石上字東原1505-11 他
- ② 設置年月日: 平成 9(1997)年 3月14日
- ③ 処理能力:

・廃プラスチック類(当該破砕施設で処理されたものに限る。)	150.0000	t/日(15.0000	t/時)
・金属くず(当該破砕施設で処理されたものに限る。)	150.0000	t/日 (15.0000	t/時)
・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(当該破	150.0000	t/日(15.0000	
砕施設で処理されたものに限る。)				
・がれき類(当該破砕施設で処理されたものに限る。)	150.0000	t/目(15.0000	t/時)

(3) 保管施設(処理前)

- ① 設置場所: 栃木県大田原市下石上字東原1505-11 他
- ② 設置年月日: 平成 9(1997)年 3月14日
- ③ 保管能力:

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ 面積 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき 類

- (4) 保管施設(処理前)
 - ① 設置場所: 栃木県大田原市下石上字東原1505-11 他
 - ② 設置年月日 平成17(2005)年 2月 7日
 - ③ 保管能力:

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ 面積 24.00 ㎡ 容量 108.000 **㎡** 高さ 4.50 m コンクリートくず及び陶磁器くず(解体自 動車に限る。)

- (5) 保管施設(処理後)
 - ① 設置場所: 栃木県大田原市下石上字東原1505-11 他
 - ② 設置年月日: 平成 9(1997)年 3月14日
 - ③ 保管能力:

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ 面積 64.00 m² 容量 288.000 m³ 高さ 4.50 m コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき 類

- (6) 保管施設(処理後)
 - ① 設置場所: 栃木県大田原市下石上字東原1505-11 他
 - ② 設置年月日: 平成17(2005)年2月7日
 - ③ 保管能力:

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ 面積 13.94 ㎡ 容量 16.029 **㎡** 高さ 2.30 m コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車 破砕残さに限る。)

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

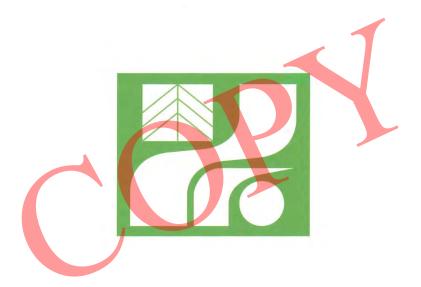
新規許可 令和 4(2022)年 7月 1日

令和 4(2022)年 7月15日 変更届

代表者の変更

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有(無)





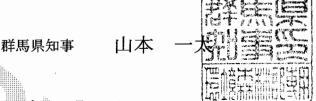
産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社

代表取締役 松岡直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年 月 日

令和 4年 7月 1日

許可の有効期限

令和 9年 6月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理(破砕)、中間処理(圧縮)

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理(破砕)

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、⑥ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑦がれき類(以上7種類)

中間処理(圧縮)

①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、①繊維くず、⑤金属くず、⑥がれき類 (以上6種類)

中間処理(破砕)

①廃プラスチック類(以上1種類)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設(破砕)の設置場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1 1、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

・ 中間処理施設(破砕)の設置年月日

平成 6年 8月 8日

中間処理施設(破砕)の許可年月日及び許可番号

平成17年 6月20日 群馬県第45-1号

- ウー中間処理施設の最大処理能力
 - (ア) 施設の種類 破砕

産業廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類 [24t/日] 紙くず [200t/日] 木くず [200t/日] 繊維くず [200t/日] 金属くず [200t/日] ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 ず [160t/日] がれき類 [160t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、121 1 1 2 1 1 番 1 4 、字目鑿1381番8及び1381番9

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力 保管面積 294 m 保管容量 458.3 m

水自凹頂 204m 水自行車 400.

(2) アー中間処理施設(圧縮)の設置場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1 1、1211番14、字目鑿1381番8及び1381番9

イ 中間処理施設 (圧縮) の設置年月日

平成 6年 8月 8日

- ウ 中間処理施設の最大処理能力
 - (ア) 施設の種類 圧縮

産業廃棄物の種類及び能力 廃プラスチック類 [9.6 t / 日] 紙くず [80 t / 日] 木くず [80 t / 日] 繊維くず [80 t / 日] 金属くず [80 t / 日] がれき類 [80 t / 日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

(1) と同じ

(3) ア 中間処理<mark>施</mark>設(破砕)の設置場所

伊勢崎市宮子町字南新田原1190番8、字北新田原1211番9、1211番1 1、1211番14、字目鑿1381番8及以1381番9

イ 中間処理施設(破砕)の設置年月日

平成17年11月16日

- ウ 中間処理施設の最大処理能力
 - (ア) 施設の種類 破砕

産業廃棄物の種類及び能力

廃プラスチック類 [3.3 t/日]

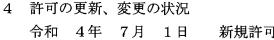
工制中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

オー中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 19 m 保管容量 22 m

3 許可の条件

なし







優

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

大野 元裕

許可の年月日

令和 6年 5月10日

許可の有効年月日

令和 9年 7月15日



1. 事業の範囲

中間処理

【事業場①】

破砕: 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類

【事業場②】

破砕:廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上4種類 (破砕施設入替えのため休止)

切断・破砕: 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上4種類

圧縮: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器 くず 以上3種類

【事業場③】

破砕:廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)、木くず、金属くず(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(コンクリートくず及び廃蛍光管を除く。)以上4種類

圧縮梱包:廃プラスチック類(<mark>廃乾</mark>電池及び廃蛍光管を除く。)、紙くず 以上2種類 破砕・圧縮梱包:紙くず 以上1種類

【事業場④】

破砕: 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類(金属回収に伴うものに限る。工作物の除去に伴って生じるものを除く。)以上4種類

切断:金属くず 以上1種類

破砕・減容:廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及 び陶磁器くず 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地、処理施設及び保管施設の概要は2頁から5頁のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2頁及び3頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変 更 内 容
平成 3年 7月16日	指令環整第249号	新規許可
令和 2年 9月23日	指令北環第51-2号	更新許可 (優良認定)
令和 4年 7月 1日	指令産廃第292-1号	変更許可 (事業場の追加)
令和 6年 6月14日	_	休止届(事業場②の破砕施設の入替えに よるもの)
令和 6年 8月22日		変更届 (保管上限の増大)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

別記

施設等の所在地

【事業場①】埼玉県児玉郡神川町大字八日市字牛ケ原240番1、字熊野堂2559番2、字今城232番6、 大字八日市(元保木野分)字熊野堂647番1、647番2 以上5筆(面積13,806.89m²)

【事業場②】埼玉県比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、436番3、437番、437番2、442 番2、442番4、472番4、大字長楽字関下628番、630番2、631番1 以上10筆(面積18,940.06m²)

【事業場③】埼玉県比企郡滑川町大字都25番21、69番1 以上2筆(面積2,877.01m²)

【事業場④】埼玉県加須市志多見字別所2236番1、2244番1、2244番2、2247番1 以上4筆(面積18,921m²)

処理施設の種類及び能力等

【事業場①】

2 1111/11/11			
施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設 置 年 月 日 許 可 年 月 日 許 可 番 号
破砕施設	208.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を 除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上 5種類	平成 3年 7月16日 平成10年 4月28日 4-11

【事業場②】

【事未物色】	366		**************************************
施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日許可年月日許可番号
	3.87.74t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	
破砕施設	620.31 t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	昭和63年 6月 9日
(休止)	452.53t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成24年 1月 6日 2-29
	431.93t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類 を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
	86.86t/日 (8時間)	廃プラスチック類 以上1種類	
₽₽₩Ċ . Z₩₹ħ.₩⊊₽₽	357.06t/日 (8時間)	ゴムくず 以上1種類	平成28年11月 4日
切断・破砕施設	231.61t/日 (8時間)	金属ぐず 以上1種類	
	86.25t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上1種類	
圧縮施設	351.48t/日 (12時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず ・コンクリートくず(がれき類を除く。)及 び陶磁器くず 以上3種類	令和6年 5月10日 - -

ľ	車	辈	場	(3)
L	7	禾	700	W/

【事業場③】		н з н	
施設の種類	处理能力	産業廃棄物の種類	設 置 年 月 日 許 可 年 月 日 許 可 番 房
	5. 82 t /日 (8時間)	廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管 を除く。) 以上1種類	
	11.08t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	# W
破砕施設	12.41t/日 (8時間)	木くず 以上1種類	平成22年11月29日 平成22年11月29日
	10.00t/日(8時間)	金属くず (廃乾電池及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	6 - 2
	15.68t/日 (8時間)	ガラスぐず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(コンクリートくず及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	
	64.8t/日 (8時間)	廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光 <mark>管</mark> を除く。) 以上1種類	令和 2年10月 5日
圧縮梱包施設	131.2 t/日 (8時間)	紙くず 以上1種類	

【事業場④】

[事未物色]			
施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	3 6 0. 0 0 t / 日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスく・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類(金属回収に うものに限る。工作物の除去に伴って生 るものを除く。) 以上4種類) 令和 3年12月 8日 伴 令和 3年10月19日
切断施設	240.00t/日 (8時間)	金属くず 以上1種類	平成 5年 3月26日
破砕・減容施設	31.68t/日(8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスく・ ・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上3種類	
破砕・減容施設	31.68t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスく・ ・コンクリートくず(がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上3種類	

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積保管高さ等
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類	269.8㎡ 2.4m(屋外)

┵	عللد		
#	7	場	$(2)_{i}$

【事業場②】		1212 Million Million
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上4種類	561.7m²	5.0 m (屋外)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上4種類	200. 4 m²	3. 0 m (屋内)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンク リートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上4種類	110.0m²	2. 5 m (屋外)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず 以上3種類	98.3 m²	2. 0 m (屋外)

【事業場③】		
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)、金属くず(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(コンクリートくず及び廃蛍光管を除く。) 以上3種類	55.6 m²	6.0m(屋内) (プッシュバックラック使用)
木くず 以上1種類	2. 4 m²	1. 0 m (屋内) (2. 2 m ³ コンテナ× 1 個)
金属くず(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)以上1種類	2. 4 m	1 、0 m(屋内) (2.2 m³コンテナ×1 個)
金属くず(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)以上1種類	2. 4 m²	1.0m(屋内) (2.2m³コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃乾電 <mark>池</mark> 及び廃蛍光 <mark>管を</mark> 除く。) 以上1種類	2. 4 m²	1. 0 m (屋内) (2. 2 m³コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃乾 <mark>電池</mark> 及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	2. 4 m²	1. 1 m(屋内) (2. 2 m ³ コンテナ× 1 個)
廃プラスチック類(廃乾電池 <mark>及び廃蛍光</mark> 管を除く。) 以上1種類	10.5 m²	1. 2 m (屋外) (8. 2 m³コンテナ× 1 個)
廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	10.5 m²	1.2m(屋外) (8.2m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	10.5 m²	1. 2 m (屋外) (8. 2 m³コンテナ×1個)
廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	1 0, 4 m²	3.0 m(屋内)
廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)、金属くず(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)以上2種類	58.1 m²	3.0 m (屋内)
廃プラスチック類(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	14.4 m²	1 , 9 m (屋内)
金属くず(廃乾電池及び廃蛍光管を除く。)以上1種類	10.5 m²	1. 2 m (屋外) (8. 2 m ³ コンテナ× 1 個)
木くず 以上1種類	10.5 m²	1. 2 m (屋外) (8. 2 m ³ コンテナ× 1 個)
木くず 以上1種類	10.5 m²	1、2 m(屋外) (8、2 m³コンテナ× 1 個)
木くず 以上1種類	10.5 m²	2.0m(屋外)(11.7m³コンテナ×1個)

_	Allahill Market		1655 Mile William - 18 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
	木くず 以上1種類	10.5 m²	2. 0 m(屋外) (11. 7m³コンテナ×1個)
*	ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(コンクリートくず及び廃蛍光管を除く。) 以上1種類	2. 3 m²	1. 0 m (屋外) (1. 0 m³コンテナ×1個)
	紙くず 以上1種類	31.9 m²	4.0 m(屋内)
	紙くず 以上1種類	13.5 m²	1.5 m(屋内)

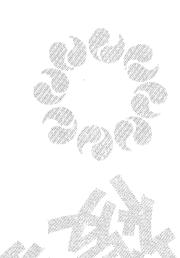
【事業場④】

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
金属くず 以上1種類	80.0 m²	6.0m(屋内)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類(金属回収に 伴うものに限る。工作物の除去に伴って生じるものを除く。) 以上4種類		7.0m(屋外)

(以下余白)





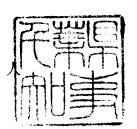


産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号 氏 名 リバー株式会社 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷俊



許可の年月日

令和 4 年 7 月 1 日

許可の有効年月日

令和 9 年 6 月 3 0 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破砕及び切断による中間処理

- (2) 産業廃棄物の種類
 - ア 破砕による中間処理に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類(自動車等破砕物を含む。)、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、
 - (エ) 繊維くず、(オ) 金属くず(自動車等破砕物を含む。)、
 - (カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を含む。)、
 - (‡) がれき類
 - イ 切断による中間処理に係るもの

金属くず(自動車等破砕物を含む。)

(これらのうち、廃自動車、廃電気機械器具を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分 できない。
- ※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。
- 2 事業の用に供する全ての施設 許可証別紙1、2及び3のとおり
- 3 許可の条件

産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、処理施設及び保管施設の維持管理の徹底並びに散水の実施により、周辺への飛散を防止すること。

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況 令和 4 年 7 月 1 日 新規許可 令和 4 年 7 月 1 5日 変 更 届 (代表者の変更) 令和 5 年 7 月 2 8 日 変 更 届 (保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ・無

(以下余白)



事業の用に供する全ての施設

事業の用に供する全ての施設をである。施設の種類	<u>の理能力又は保管量</u>	det ===	
(許可年月日及び許可番号)	(設置年月日)	数量	設置場所
	廃プラスチック類 348 t/日 (21.8 t/時×16 時間) 紙くず 374 t/日 (23.4 t/時×16 時間) 木くず 468 t/日 (29.2 t/時×16 時間) 繊維くず 374 t/日 (23.4 t/時×16 時間) 参属くず 3150 t/日 (197 t/時×16 時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1168 t/日 (73 t/時×16 時間) がれき類 1168 t/日 (73 t/時×16 時間)		千葉県市原市 八幡海岸通 7番1の一部、 7番3の一部、 7番4の一部
破砕施設 (施行令第7条第7号、第8号の2)	展プラスチック類 174 t/日 (10.9 t/時×16 時間) 次破 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間) 紙くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間) 木くず 234 t/日 (14.6 t/時×16 時間) 繊維くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間) 金属くず 1634 t/日 (102 t/時×16 時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間) がれき類 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間) (平成 2 1 年 3 月 1 1 日)		
(平成21年5月19日、 第21-2-352号)	廃プラスチック類 174 t/日 (10.9 t/時×16 時間) 次破 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間) 紙くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間) 木くず 234 t/日 (14.6 t/時×16 時間) 繊維くず 187 t/日 (11.7 t/時×16 時間) 金属くず 1634 t/日 (102 t/時×16 時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間) がれき類 584 t/日 (36.5 t/時×16 時間) (平成21年6月23日)	1	
	廃プラスチック類		

許可証別紙 2

事業の用に供する全ての施設

7/1	の用に供りる主じの肥政	Est stret folia. E amp \ 2. HH folia H	Τ	
	施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)		設置場所
	破砕施設 (施行令第7条第7号) (令和2年9月15日 第2020-1-504号) 合併認可:令和4年5月10日)	廃プラスチック類 11.17 t/日 (0.698 t/時×16 時間) (令和3年3月4日)	1	千葉県市原市 八幡海岸通 7番1の一部、 7番3の一部、 7番4の一部
(-	破砕施設 (施行令第7条第7号) (平成26年3月27日、 第25-1-411号) 合併認可:令和4年5月10日)	廃プラスチック類 8.0 t/日(0.5 t/時×16 時間) (平成26年6月4日)	1	
	切断施設	金属くず 448 t /日(28 t /時×16 時間) (平成21年3月11日)	1	
断	熱フロン回収減容機(一号) (付帯設備)	160 t /日(10 t /時×16 時間)	1	
断	熱フロン回収減容機(二号) (付帯設備)	128 t /日(8 t /時×16 時間)	1	
		$\begin{array}{c} 2\ 0\ 8\ m^2 \\ 3\ 0\ 1\ m^3 \end{array}$	1	
		$60\mathrm{m}^2$ $2.74\mathrm{m}^3$	1	
処理	破砕前保管施設	$5 2 \mathrm{m}^2$ $2 3 6 \mathrm{m}^3$	1	
前		71m² 357m³ (コンテナ×22個)	1	
	切断前保管施設	$2 1 9 m^2$ $8 5 0 m^3$	1	
		1 1 4 m² 8 8 m³ (2 2 m³コンテナ× 4 個)	1	
処理後	MIXメタル保管施設	70m² 66m³ (22m³コンテナ×3個)	1	
		6 6 m² 4 4 m³ (2 2 m³コンテナ× 2 個)	1	

許可証別紙3

事業の用に供する全ての施設

	尹耒	の用に供する全ての施設			
		施設の種類	処理能力又は保管量	数量	設置場所
-		(許可年月日及び許可番号)	(設置年月日)	<u> </u>	
			$7 \ 9 \ 1 \ m^2$	1	千葉県市原市
			3, 658m³		八幡海岸通 7番1の一部、
		金属くず保管施設	$69\mathrm{m}^2$		7番3の一部、
			$1~6\mathrm{m}^3$	1	7番4の一部
			(3.2m³コンテナ×5個)	_	
			$1 \ 1 \ 1 \ m^2$		
]	Б П		$2 \ 4 \ 5 \mathrm{m}^3$	1	
	処理		(フレコンバッグ×176個)		
-	任後		6 3 m ²		
	.~	廃プラスチック類保管施設	1 2 6 m ³	1	
از			(フレコンバッグ×96個)		
			$1.5\mathrm{m}^2$		
			$30\mathrm{m}^3$	1	
ŀ			(フレコンバッグ×8個)		
		上可处C公/口/车+/大=TL	$1 \ 1 \ 0 \mathrm{m}^2$	-1	
1		切断後保管施設	$4 \ 1 \ 5 \mathrm{m}^3$	1	
			$1 \ 8 \ 0 \ m^2$	-1	
			$3 \ 9 \ 0 \ m^3$	1	
			$8 \ 4 \ 2 \ m^2$		
			290m ³	1	
			(29m³コンテナ×10個)		
		ダスト保管施設	$1.0.8\mathrm{m}^2$	1	
		ノハド休日旭収	1 8 1 m ³		
			$9~8\mathrm{m}^2$ 1 1 6 m 3	1	
			(29m³コンテナ×4個)	-	
-			$1\ 2\ 4\mathrm{m}^2$		
			$1 \ 1 \ 6 \ m^3$	1	
			(29m³コンテナ×4個)		
		n)	$1.0 \mathrm{m}^2$		
		脱水ケーキ保管施設	0.50m³ (500L容器×1個)	1	
-					
		残さ保管施設	$3. 0 \mathrm{m}^2$ $1. 2 \mathrm{m}^3$	1	
	残る休官爬設		(鉄箱)	1	
L			<u> </u>		(1)

(以下余白)

神奈川県指令 湘七第322号-10

許可番号 01423034488

良

産業廃棄物処分業許可証

住 所

東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名

リバー株式会社

法人にあっては名称及び代表者のエタ

代表取締役 松岡 直人

の氏名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐

神馬尼県

許可の年月日

令和 6年 1月 9日

許可の有効年月日

(初回許可年月日 平成 16年 7月 5日) 令和 12年 7月 4日

- 1. 事業の範囲
 - (1)事業の区分 中間処理(切断)
 - (2)産業廃棄物の種類(取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 切断に係るもの

廃プラスチック類(金属くずに附着するものに限る。)、金属くず、 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(金属くずに附着するものに限る。)、 がれき類(金属くずに附着するものに限る。)

- (注) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処理できない。
- 2. 事業の用に供するすべての施設 裏面記載のとおり
- 3. 許可の条件 なし
- 4. 許可の更新及び変更の状況 令和6年 1月 9日 更新許可
- 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 設置場所 神奈川県藤沢市葛原1786番(3,085.73m³)

(2)中間処理施設

切断施設

設置年月日 平成30年 2月28日

廃プラスチック類(金属くずに附着するものに限る。) 28.8t/日(8時間)

141.4t/日(8時間)

ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(金属くずに附着するものに限る。) 82.4t/日(8時間)

がれき類(金属くずに附着するものに限る。)

121.6t/日(8時間)

(3) 保管施設

受入廃棄物

金属くず 面積 2.0m 最大保管量 1. 4 m³

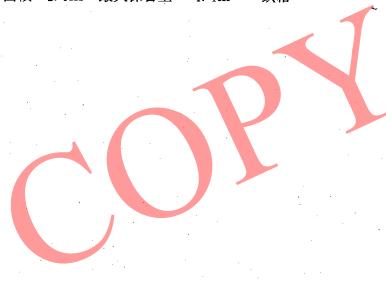
処理後の廃棄物

金属くず 面積 2.0m 最大保管量

金属くず 面積 2.0㎡ 最大保管量 1.4㎡ 鉄箱 混合廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、

がれき類)

面積 2.0m 最大保管量 1. 4m³ 鉄箱





第02221034488号

産業廃棄物処分業許可証

住 所

東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名

リバー 株式会社

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝



許 可 の 年 月 日 令和 4年 8月19日 許可の有効年月日 令和 9年 8月18日

1. 事業の範囲

中間処分

破砕処分 - 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

切断処分 - 金属くず

2. 事業の用に供する全ての施設

別に記載のとおり

- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 8月19日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

2. 事業の用に供する全ての施設

がれき類 ………

施 設 種 類 切断施設 設 場 所 静岡県富士市今泉字中瀬795番1 置 設 置 年 月 日 令和 4年 8月19日 設置許可年月日 設置許可番号 産業廃棄物の種類及び処理能力 施 種 類 破砕施設 場 所 静岡県富士市今泉字中瀬795番1 設置年月日 令和 4年 8月19日 設置許可年月日 平成19年 7月 4日 設置許可番号 第030110140号 産業廃棄物の種類及び処理能力 45.18t/日 (9.0時間) 221.85t/日(9.0時間) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず …………… 267.03t/日 (9.0時間) 353.25t/日(9.0時間) 類 破砕施設 種 場 所 静岡県富士市今泉字中瀬795番1 置 設置年月日 令和 4年 8月19日 設置許可年月日 平成19年 7月 4日 設置許可番号 第030110140号 産業廃棄物の種類及び処理能力 133.29t/日(9.0時間) 266.67t/日(9.0時間) ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 355.50t/日(9.0時間)

106.65t/日 (9.0時間)

許可番号 第05520034488号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー 株式会社

代表取締役 松岡 直人

千葉市長 神 谷 俊



許可の年月日 令和4年7月1日

許可の有効年月日 令和9年6月30日

1. 事業の範囲

- (1) 業の区分
 - ア 圧縮施設による中間処理
 - イ 切断施設による中間処理
- (2) 取扱産業廃棄物の種類(「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する)
 - ア 圧縮に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、
 - (オ) 金属くず、(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上6品目
 - イ 切断に係るもの
 - (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、
 - (ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
 - (エ) がれき類(金属くずに付着したものに限る) 以上4品目
- 2. 事業の用に供するすべての施設

所在地 千葉市稲毛区六方町210番11 (施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり)

3. 許可の条件

別記2のとおり

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 7 月 1 日 新規許可 令和 4 年 7 月 1 5 日 変更届出 (代表者の変更)

以下余白

- (1) 中間処理及び保管は(2)の場所で行うこと。
- (2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日		能力	数量	所 在 地
圧縮施設				千葉市稲毛区六方町210番11
 (廃プラスチック類、金属くず、ガ	61	l.9 t ∕ 目		
ラスくず・コンクリートくず及び陶				
磁器くず)				
(平成12年 1 月 6 日)			1	
(紙くず)	25.	92 t /日		
(木くず)	43	3.2 t ∕ 目		
(繊維くず)	57	7.6 t / 日		
(平成23年 4 月25日)				
切断施設				
(廃プラスチック類)	79	9.3 t /目		
(金属くず)	2	211 t / 目		
(ガラスくず・コンクリートくず	2	228 t / 目	-	·
及び陶磁器くず)			1 .	
(がれき類(金属くずに付着したも	2	269 t / 日		7
のに限る))				
(平成24年 3 月30日)				
廃棄物保管施設 (切断前)	保管面積	301. 5 m²		
(廃プラスチック類、金属くず、ガ	保管容量	1507. 5m³		
ラスくず・コンクリートくず及び陶	保管高さ		1	
磁器くず、がれき類(金属くずに付	保管上限	15 <mark>07</mark> . 5m³		
着したものに限る))				
廃棄物保管施設(圧縮 <mark>前)</mark>	保管面積	200.8 m²		
(廃プラスチック類、紙くず、木く	保管容量	903.6m³		
ず、繊維くず、金属くず、ガラスく	保管高さ	4.5m	1	
ず・コンクリートくず及び陶磁器く	保管上限	903.6m³		
ず)				
廃棄物保管施設(圧縮前)	保管面積	279. 3 m²		
(廃プラスチック類、紙くず、木く	保管容量	331. 36 m³		
ず、繊維くず、金属くず、ガラスく	保管高さ	$3.5 \mathrm{m}$	1	
ず・コンクリートくず及び陶磁器く	保管上限	331. 36 m³		
ず)				
廃棄物保管施設(圧縮前)	保管面積	$115.5 \mathrm{m}^2$		
(廃プラスチック類、紙くず、木く	保管容量	152. 79 m³		
ず、繊維くず、金属くず、ガラスく	保管高さ	$2.625 \mathrm{m}$	1	
ず・コンクリートくず及び陶磁器く	保管上限	152. 79 m³		
す")				
廃棄物保管施設(圧縮前)	保管面積	106. 86 m²		
(廃プラスチック類、紙くず、木く	保管容量	320. 58 m³		
ず、繊維くず、金属くず、ガラスく	保管高さ	$3.0 \mathrm{m}$	1	
ず・コンクリートくず及び陶磁器く	保管上限	320. 58 m³		
ず)				

廃棄物保管施設(圧縮前)	保管面積	38. 4 m²				
(廃プラスチック類、紙くず、木く	保管容量	84. 48 m³				
ず、繊維くず、金属くず、ガラスく	保管高さ	2. 2m	1			
ず・コンクリートくず及び陶磁器く	保管上限	84. 48 m³				
]")				 	 	

別記2

- (1) 粉じんを飛散させないよう散水を行うこと。
- (2) 処理施設の稼働時間は、午前8時から午後6時までとすること。



様式第九号(第十条の六関係)

許可番号 第 09820034488 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社

代表取締役 松岡 直人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日

令和4年9月14日

(初回許可年月日

令和4年9月14日)

許可の有効年月日

令和9年9月13日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 産廃中間処分(切断、圧縮)

(2) 産業廃棄物の種類

切断:金属くず

圧縮:廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類

- (注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。
- (注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を処分できない。
- 2. 事業の用に供するすべての施設 裏面のとおり
- 3. 許可の条件

生活環境保全上必要な措置 環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

- 4. 許可の更新又は変更の状況
- 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無なし

相模原布マスコットキャラクタさがみん

(日本産業規格 A列4番)

2. 事業の用に供するすべての施設

中間処分を行う場所及び施設の規模等は、次に限る。

- (1) 中間処分を行う場所及び中間処分に係る保管場所 相模原市緑区西橋本3丁目2063番外2筆(2975.19㎡)
- (2) 中間処理施設

ア 切断施設 処理能力 175.2 t/日(8時間)

イ 圧縮施設 処理能力 75.4t/日(8時間)

(3) 保管施設

ア 受入廃棄物

金属くず等混合廃棄物ピット

保管面積 55㎡ 最大保管量 165㎡

イ 処理後の廃棄物

プレス成型品置場① 保管面積 77㎡ 最大保管量 323㎡ 最大高さ 4.2m プレス成型品置場② 保管面積 41.25㎡ 最大保管量 173㎡ 最大高さ 4.2m プレス成型品置場③ 保管面積 16.8㎡ 最大保管量 22.8㎡ 最大高さ 2.7m



産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号 氏 名 リバー 株式会社

代表取締役 松岡 直人

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

第 1 4 条 第 6 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 $\frac{\$1}{\$1}$ 4条の 2 第 1 9 の許可を受けた者であることを証する。

さいたま市長 清 水 勇

許可の年月日 許可の有効年月日

令和 3 年 7 月20日 令和10年 5 月23日



1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処分業

圧縮:金属くず 以上1種類 切断:金属くず 以上1種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(*)のあるものは、石綿含有産業廃棄物を含む。
- ※2 産業廃棄物の種類に(#1)のあるものは、水銀使用製品産業廃棄物を含む。
- ※3 産業廃棄物の種類に(#2)のあるものは、水銀含有ばいじん等を含む。
- 2. 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。) を記載すること。)

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	内容	
平成 14 年 5 月 24 日	新規許可	
令和 3 年 7 月 20 日	更新許可(優良)	
令和 4 年 7 月 15 日	変更届(代表者の変更)	
令和 4 年 12 月 1 日	変更届(保管施設の変更)	

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

存・無

事業の用に供する施設の設置場所

さいたま市南区白幡六丁目1391番 以上1筆(面積1,745.45㎡)

処理施設の概要

施設の種類	処理能力 (稼動時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許 可 番 号
圧縮施設	50.6 t /日 (8 時間)	金属くず 以上1種類	平成14年5月24日
切断施設	272 t /日 (8 時間)	金属ぐず 以上1種類	平成 21 年 2 月 24 日

保管施設の概要

(処理前)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
金属くず 以上1種類	73. 6 m²	4.00m(屋内) 98.2 ㎡

(処理後)

	産業廃棄物の種類	頁 伢	管面積	保管高さ等
金属く			198 m²	3.50m(屋内) 417 ㎡
金属く	广 以上1種類		6. 13 m²	1.40m(屋内) 6.72 ㎡

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー 株式会社 代表取締役 松岡 直人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

船橋市長 松 戸

許可の年月日

令和5年5月9日

許可の有効年月日

令和12年1月3日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

切断、圧縮及び選別による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

ア切断及び圧縮による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除くものに限る)、(イ) 紙くず (金属くずと一体不可分なものに限る)、(ガ) 木くず (金属くずと一体不可分なものに限る)、(エ) 繊維くず (金属くずと一体不可分なものに限る)、(オ) 金属くず (自動車等破砕物を除くものに限る)、(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除くものに限る)、(キ) がれき類 (金属くずと一体不可分なものに限る)

イ 選別による中間処理に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除くものに限る)、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず (自動車等破砕物を除くものに限る)、(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除くものに限る)、(キ) がれき類

(上記ア及びイのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- 2. 事業の用に供するすべての施設 許可証別紙の1のとおり。
- 3. 許可の条件 許可証別紙の2のとおり。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成11年 1月 4日 新規許可(千葉県知事) 令和 3年 7月 5日 変更届(処理施設、保管場の変更) 令和 4年 6月14日 変更届(処理施設、保管場の変更) 令和 4年 7月14日 変更届(代表者の変更、役員の変更)

令和 5年 1月 4日 更新許可

令和 5年 5月 9日 変更許可(事業の区分の変更、処理施設の変更、保管場の変更)

令和 6年 5月30日 変更届 (選別施設の処理能力の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 ・無 以下余白





1 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	処理能力 (設置年月日及び許可番号)	数量	設置場所
切断施設	215.2 t /日 (平成 15 年 3 月 24 日)	1	
圧縮施設	43.05 t /日 (令和3年6月25日)	1	
選別施設	130.9 t /日 (令和5年3月3日)	1	
切断材料保管施設	298 m² 502 m³	1	
扣舷制口尼答坛部	63 m ² 189 m ³	1	
切断製品保管施設	252 m ² 756 m ³	1	
圧縮材料保管施設	78 m ² 108 m ³	1	千葉県船橋市日の出
圧縮製品保管施設	64 m ² 99. 08 m ³	1	1丁目2番4
残渣物保管施設	38. 5 m ² 67. 4 m ³	1	
755	54 m ² 85. 5 m ³	1	-
残渣物保管施設(選別 <mark>前</mark>)	18. 24 m ² 27. 79 m ³	1	
	39. 5 m ² 44. 7 m ³	1	
残渣物保管施設(選別後)	29. 48 m ² 36. 85 m ³	1	
	2 m ² 3. 06 m ³	4	

2 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理及び保管は、上記の処理能力を超えて行わないこと。

産業廃棄物処分業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

柏市長 太田和美

許可の年月日 令和3年7月1日

許可の有効年月日 令和 8 年 6 月30日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

圧縮による中間処理

- (2) 産業廃棄物の種類
 - ア 廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)
 - イ 金属くず(自動車等破砕物を除く。)
 - ウ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。) (これらのうち石綿含有産業廃棄物,水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを 除く。)
- 2 事業の用に供する全ての施設 許可証別紙のとおり。
- 3 許可の条件
 - (1) 産業廃棄物の処理及び保管は、2に掲げる処理能力を超えて行わないこと。
 - (2) 騒音防止及び粉じんの発生防止に万全を期すこと。
- 4 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 7 月 1 日 新規許可

令和 4 年 2 月 4 日 変更届出(圧縮施設の入替)

令和 4 年 7 月15日 変更届出(代表者の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無 以下余白

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類(設置年月日,許可年月日及 び許可番号)	処理能力	数量	設置場所
圧縮施設 (令和4年1月24日 設置)	48t/日	1	千葉県柏市風早一丁目9番3 の一部
原材料保管施設	$3 \ 3 \ m^2$ $9 \ 9 \ m^3$	1	
圧縮処理後物保管場所	4 m^2 8 m^3	1	



住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社 代表取締役 松岡直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内 堀 雅 雄



許 可 の 年 月 日 許 可 の 有 効 年 月 日

令和 4 年 8 月 3 1 日 令和 9 年 8 月 3 0 日

- 1 事業の範囲
 - (1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)
 - (2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑪ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず⑭鉱さい⑮がれき類⑯ばいじん(これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上16種類

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ ******
- 3 許可の条件 ********
- 4 許可の更新又は変更の状況 新規許可年月日 令和 4 年 8 月31日
- 5 積替え許可の有無 有・無
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号 氏 名 リバー 株式会社

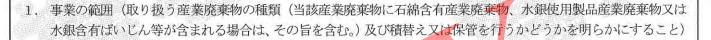
代表取締役 松岡 直人 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

第 1 4 条 第 1 項 第 1 4 条 の 2 第 1 項 第 1 4 条 の 2 第 1 項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

茨城県知事 大井川和

許可の年月日 許可の有効年月日

令和 4 年 9 月 2 6 日 令和 9 年 9 月 4 日



積替え保管を除く:燃え殻(*7)、汚泥(*4)(*6)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃 プラスチック類(*2)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、 金属くず(*2)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*2)(*4)(*6)、鉱 さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*7) 以上16種類

- (※) 記載品目については、(*2) 自動車等破砕物を含む、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、
 - (*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、
 - (*7) 水銀含有ばいじん等を除く
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業 廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん 等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当なし。
- 3. 許可の条件 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

 許可 (届出) 年月日	変 更 内 容	許可(届出)年月日	変 更 内 容
平成 20 年 9 月 5 日	新規許可	令和 2 年 11 月 13 日	更新許可 (優良認定)
平成 25 年 9 月 30 日	更新許可(優良認定)	令和 2 年 11 月 13 日	変更許可 (品目の追加)
平成 27 年 1 月 29 日	変更届 (代表者の変更)	令和 3 年 1 月 12 日	変更届 (名称の変更)
平成 28 年 11 月 2 日	変更届 (代表者の変更)	令和 4 年 7 月 15 日	変更届 (代表者の変更)
令和 元 年 10 月 17 日	変更届 (代表者の変更)	令和 4 年 9 月 26 日	変更許可 (品目の追加)

5. 積替え許可の有無 有·無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

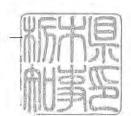
氏 名 リバー 株式会社 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事福田富

許可の年月日許可の有効年月日

令和 4(2022)年 7月25日 令和 8(2026)年 9月 7日



1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)
 - ① 積替えを除くもの。
 - 燃え殻
 - ・汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
 - · 盛油
 - 廃酸
 - ・廃アルカリ
 - ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
 - 紙くず
 - 木くず
 - 繊維くず
 - ・動植物性残さ
 - ・ゴムくず
 - ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
 - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
 - ・鉱さい
 - ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
 - ・ばいじん
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可

令和 3(2021)年 9月 8日

変更届

令和 4(2022)年 7月15日

変更許可 令和 4(2022)年 7月25日

代表者の変更による届出

石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の

5. 積替え許可の有無

有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無(有・無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社

代表取締役 松岡直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。





群馬県知事 山本



許可の年 月 日

令和 7年 3月22日

許可の有効期限

令和14年 3月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬(積替え保管を除く。)

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙く ず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラス くず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん(以 上16種類)

※②については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※印については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成13年 3月22日 新規許可

平成18年 3月22日 更新許可

平成23年 3月22日 更新許可

平成30年 3月22日 更新許可 令和 4年 7月 4日 変更許可 令和 7年 3月22日 更新許可

- 4 積替え許可の有無 有・無



特別管理産業廃棄物収集運搬業所可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社

代表取締役 松岡直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一大川雪空 群馬 県 剛 麗 環境実験を選用

許可の年 月 日

令和 4年 4月15日

許可の有効期限

令和 9年 4月14日

- 1 事業の範囲
 - (1) 事業の区分 収集、運搬(積替え保管を除く。)
 - (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬(積替え保管を除く。)

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
- ⑤特) 廃 P C B 等、⑥特) P C B 汚染物、⑦特) P C B 処理物(以上7種類)

※処理できる廃PCB等、PCB汚染物及びPCB処理物は、低濃度のものに限る。

2 許可の条件

なし

- 3 許可の更新、変更の状況令和 4年 4月15日 新規許可
- 4 積離と許可の有無

有 · (無)

5 規則第1の条の12年2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・(無)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

埼玉県知事

大野 元本

許可の年月日

令和 3年12月27日

許可の有効年月日

令和10年 9月15日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分:収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

が及る度果廃果物の恒短 燃え殻、汚泥(#1)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(*)(#1)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(#1)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(*)(#1)、鉱さい、がれき類(*)、ばいじん 以上16種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

【事業場①】

魔プラスチック類(廃バッテリーに限る。)、金属くず(廃バッテリーに限る。) 以上2種類(場内レイアウト変更のため休止)

【事業場②】

汚泥(#1)(廃乾電池に限る。)、廃プラスチック類(#1)(<mark>廃乾電池及び廃</mark>蛍光管に限る。)、 金属くず(#1)(廃乾電池及び廃蛍光管に<mark>限</mark>る。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類 を除く。)及び陶磁器くず(#1)(廃蛍光<mark>管に</mark>限る。) 以上4種類

- ※1 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※2 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は<mark>水銀</mark>使用<mark>製</mark>品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※3 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

【事業場①】埼玉県比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、436番3、437番、437番2、 442番2、442番4、472番4、大字長楽字関下628番、630番2、631番1 以上10筆(面積18,940.06m²)

【事業場②】埼玉県比企郡滑川町大字都25番21、69番1 以上2筆(面積2,877.01m²) 保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

3	and the second second	Many Bause Superior
許可(届出)年月日	指令番号	変 更 内 容
平成 9年 9月16日	指令北環第2-88号	新規許可
令和 3年 1月12日		変更届(商号)
令和 3年 7月 1日	指令産廃第326-1号	変更許可(「積替え保管を含む」への変更)
令和 3年12月27日	指令松環第481号	更新許可 (優良認定)
令和 6年 7月10日		休止届 (事業場①のレイアウト変更によるもの)

- 5. 積替え許可の有無 無
 - ※ 県内の政令市における許可の有無を記載
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類(廃バッテリーに限る。)、 金属くず(廃バッテリーに限る。) 以上2種類(休止)	40.0m²	1.7 m (屋内)	1 0. 6 m³ (0.53m³メッシュボックス ×20 個)

【事業場②】

	産業廃棄物の種類		保管面積	保管高さ	保管上限
以上3種類	ラスチック類、金属くず (いずれも廃乾電池に限 製品産業廃棄物を除く。)	る。)	0. 9 m²	0.4m (屋内)	0.02 m³ (20L ペール缶×1個)
以上3種類	ラスチック類、金属くず (いずれも廃乾電池に限る 製品産業廃棄物に限る。)		0. 9 m²	0.4m (屋内)	0.02 m³ (20L ペール缶×1個)
ンクリート 器くず 以上 3 種類	ック類、金属くず、ガラス くず(がれき類を除く。) (いずれも廃蛍光管に限る 製品産業廃棄物に限る。)	及び陶磁 る。)	1. 7 m²	0.9m (屋内)	0. 2 m³ (200L 鉄製ドラム缶×1個)

(以下余白)

許可番号 01160034488 特別管理產業廃棄物収集運搬業許可証

東京都墨田区緑一丁目4番19号 氏 名 リバー株式会社

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

埼玉県知事

大野 元初

許可の年月日

令和 3年 7月 1日

許可の有効年月日

令和 8年 6月30日

事業の範囲

(1) 事業の区分:収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、

廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。)、

感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCB廃棄物に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る。) 以上6種類

(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類

廃酸(廃バッテリーに限る。) 以上1種類(場内レイアウト変更のため休止)

2. 積替え又は保管を行うすべての場<mark>所</mark>の所在地<mark>及び</mark>面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別 管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 施設等の所在地

埼玉県比企郡川島町大字戸守字仙元前436番1、436番3、437番、437番2、442番2、442番4、472番4、大字長楽字関下628番、630番2、631番1以上10筆(面積18,940.06m²)

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2.に掲げる場所及び施設で行うこと。

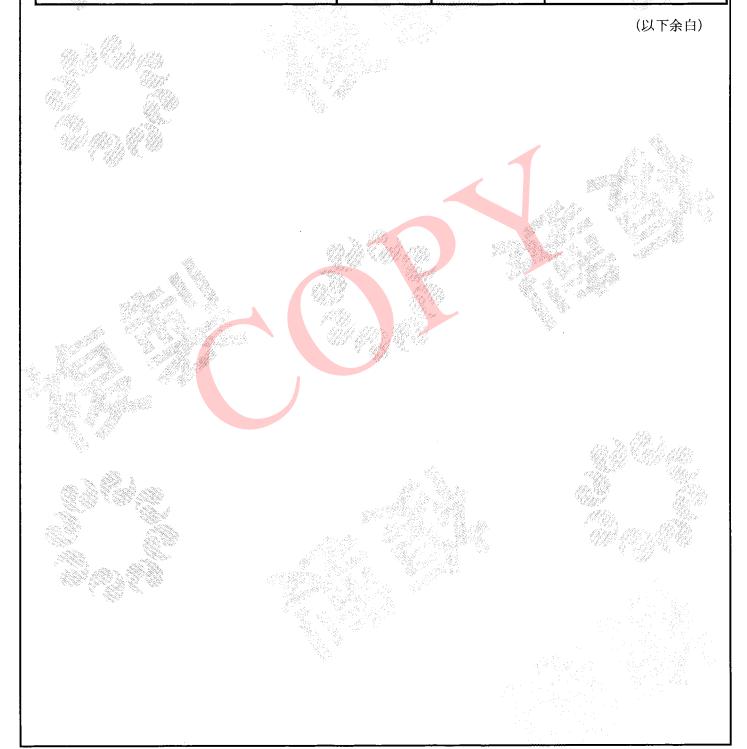
4. 許可の更新又は変更の状況

指令番号 変更内容	
指令産廃第327~1号 新規許可	
	2005
休业届 (場内レイアウト変更に の)	よるも
A Marie Alexandra Millional Marie and Marie Anna and Marie Anna and Anna and Anna and Anna and Anna and Anna a	482
	指 令 番 号 変 更 内 容 指令産廃第327-17号 新規許可 で 変更届 (代表者) 体止届 (場内レイアウト変更に の)

- 5. 積替え許可の有無
 - ※ 県内の政令市における許可の有無を記載
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃酸 (廃バッテリーに限る。) 以上 1 種類 (休	40.0m²	1.7 m	1 0 . 6 m³
止)		(屋内)	(0.53m³メッシュボックス×20個)



住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー 株式会社 代表取締役 松岡 直人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊

許可の年月日

令和 7 年 2 月 2 0 日

許可の有効年月日

令和14年 1 月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬 (積替・保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア燃え設、イ汚泥(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、ウ廃油、 エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及 び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、キ 紙(ず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残 さ、サゴムくず、シ金属くず(自動車等破砕物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む)、スガ ラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び水 銀使用製品産業廃棄物を含む)。セ 鉱さい、ソ がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、タ ばいじん

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄 物を収集・運搬できない。
- ※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない 種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・ 運搬できない。
- 2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年1月17日 新規許可

令和 7 年 2 月 20 日

更新許可 (優良認定)

4. 積替え許可の有無 キ・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(以下余白)

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

特別管理產業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー 株式会社 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

俊 千葉県知事 熊 谷

許可の年月日

令和 4 年 5 月23日

許可の有効年月日

令和 9 年 5 月 2 2 日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油 (揮発油類, 灯油類及び軽油類に限り, 特定有害産業廃棄物であるものを除く。). イ 廃酸(水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除 く。), ウ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限り, 特定有害産業廃棄物で あるものを除く。), エ 感染性産業廃棄物 (特定有害産業廃棄物であるものを除く。), オ 廃 PCB等(低濃度 PCB 廃棄物に限る。), カ PCB汚染物(低濃度 PCB 廃棄物に限る。), キ P CB処理物(低濃度 PCB 廃棄物に限る。)

- 2. 許可の条件 なし
- 3. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 5 月 23 日 新規許可

令和 4 年 7 月 15 日

変更届(代表者変更,役員変更)

- 4. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
- 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

春・無

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

F可番号 第1-3-00-034488号

產業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名 リバー株式会社 (人) 代表取締役 (松岡 直人)

発棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小地百念

許可の年月日 今和 6年11月10日

許可の有効年月日 令和13年11月 9月

事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上10種類)

2 積替之保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 11月 10日 新規許可 令和 6年 11月 10日 更新許可 第 4 回

5 積替え許可の有無 🦯

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

リバー株式会社

代表取締役、松岡

第14条の4第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

の許可を受けた者

第14条の5第1項

東京都知事

許可の毎月日

4

許可の有効年月日

事業の範囲

- 特別管理産業廃棄物の種類
 - ① 廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)
 - ② 廃酸 (pH2. 0以下のもの)
 - ③ 廃アルガリ (p.HM 2. 5以上のもの)
 - ④ 感染性産業廃棄物
 - ⑤ 特定有害產業廃棄物
 - 廃ポリ塩化ビフマニル等(低濃度PCBに限る。)

 - ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCBに限る。)
 - 廃石綿等
- 積替え保管施設

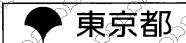
許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 「都民の健康と安全を確保す 例」及びその他の関係法令を遵守するこ

許可の更新・変更の状況

冷和 4年 4月 8日 新規許可

4年 8月 12日 変更許可 種類の追加



神奈川県指令 湘セ第323号-11

許可番号 01403034488

優

良

41mll

相南州镇首即

際同り1月-重出

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名

リバー株式会社

法人にあっては名称 及び代表者の氏名 代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐

許可の年月日

令和 2 年 8 月 2 8 日

(初回許可年月日 平成20年8月19日)

許可の有効年月日

令和 9 年 8 月18日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

(2)産業廃棄物の種類(取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 燃え殻、汚泥(※1※2)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(※1※2)、 紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(※2)、 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(※1※2)、鉱さい、がれき類(※1)、 ばいじん

※1:石綿含有産業廃棄物を含む。

※2:水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3:水銀含有ばいじん等を含む。

- (注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を 含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は 水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし
- 3. 許可の条件 なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4 年 8 月12日 変更許可(汚泥について(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物

を含む。)に変更)

令和 4 年 7 月15日 代表者(変更前:猪鼻 秀希、変更後:松岡 直人)

令和 3 年 1 月12日 業者名(変更前:株式会社鈴徳、変更後:リバー株式会社)

令和 2 年 8 月28日 変更許可(品目の追加:廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鉱さい、ばいじん)

令和 2 年 8 月 2 8 日 更新許可

- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

₩ 神奈川県

神奈川県指令 湘セ第318号-7

許可番号 01453034488

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名

リバー株式会社

法人にあっては名称 及び代表者の氏名

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐

許可の年月日

令和 4 年 5 月10日

(初回許可年月日 令和 4 年 5 月10日)

許可の有効年月日

令和 9 年 5 月 9 日



(1)事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)

- (2)特別管理産業廃棄物の種類 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、廃酸(pH2.0以下のものに限る。)、 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る。)、感染性産業廃棄物
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は 保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ なし
- 3. 許可の条件 なし
- 4. 許可の更新又は変更の状況 令和 4 年 7 月15日 代表者(変更前:猪鼻 秀希、変更後:松岡 直人)
- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

₩ 神奈川県

東京都墨田区緑一丁目4番19号 リバー 株式会社 代表取締役 松岡 直人



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英

許可の年月日

令和 7年 3月19日

許可の有効年月日 令和14年 3月18日

1 事業の範囲

・収集・運搬(積替え・保管を除く。)

汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず、がれき類(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、燃え殻、廃油、動植物性残 さ、金属くず(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

- 4 許可の更新又は変更の状況
 - ・新規許可年月日 平成25年 3月19日
 - ・変更届出年月日 平成27年 1月28日 (代表者の変更 旧 鈴木 徹)
 - ・変更届出年月日 平成28年11月 7日 (代表者の変更 旧 加藤 千明)
 - · 更新許可年月日 平成30年 3月19日
 - ・優良基準適合認定 平成30年 3月19日 (許可の有効年月日が平成35年 3月18日から平成37年 3月18日に延長)
 - ・変更届出年月日 令和 元年10月16日 (代表者の変更 旧 鈴木 隆幸)
 - ・変更届出年月日 令和 3年 1月 8日 (名称の変更 旧 株式会社 鈴徳)
 - ・変更届出年月日 令和 4年 7月14日 (代表者の変更 旧 猪鼻 秀希)
 - 更新許可年月日 令和 7年 3月19日
 - ・優良基準適合認定 令和 7年 3月19日 (許可の有効年月日が令和12年 3月18日から令和14年 3月18日に延長)

- 5 積替え許可の有無
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(令和 7年 3月19日 更新許可)

住

所 東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏

名

リバー株式会社

(法人にあっては名称 及び代表者の氏名)

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年月日

令和 3 年 9 月 6 日

許可の有効年月日

令和 8 年 9 月 5 日

事業の範囲

775 122	
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん以上16種類
	※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。
	上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管 を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え 又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

令和	3年	9月 6日	新規許可
令和	4年	7月15日	変更届 (代表者の変更)

5 積替え許可の有無

有《無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無



産業廃棄物収集運搬業許可証

住

所

東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名

名

リバー株式会社

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する



長野県知事

阿部守

許可の年月日

令和7年2月6日

許可の有効年月日

令和14年2月5日

1 事業の範囲

TE U 7 文 地 应 本 化 。 在 V 7	積替	※○:取り扱うもの ◎:積替え又は保管行為を含むもの			
取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	-		. =	-	=
汚泥	_	0	0	_	_
廃油		-	_	_	_
廃酸		-	-	-	-
廃アルカリ	_		-	_	_
廃プラスチック類	-	0	0	_	0
紙ぐず	-		_	_	_
木くず	-	-	_	-	_
繊維くず	_	_		_	-
動植物性残さ	1	_	-	-	-
ゴムくず	-	_	_	_	_
金属くず	_	_	0	_	0
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	0	0	_	0
鉱さい	2-2	_	_	_	_
がれき類	-	0	_	_	_
ばいじん	-	_	2	_	_

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし
- 3 許可の条件 なし
- 4 許可の更新又は変更の状況
 - · 平成25年2月6日 新規許可
 - 令和7年2月6日 更新許可
- 5 県内の政令市における積替え許可の有無 市名 該当なし 許可番号 該当なし

有・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(有)

無



第02201034488号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所

東京都墨田区緑一丁目4番19号

氏 名

リバー 株式会社

代表取締役 松岡 直人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝

平大明書等

許 可 の 年 月 日 令和 4年 8月 1日 許可の有効年月日 令和 9年 7月31日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬(積替え及び保管行為を除く)

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、燃え殻、汚泥(石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん

16,

以上 16品目

- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え 又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 該当しない
- 3. 許可の条件
- 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 8月 1日 新規許可

- 5. 積替え許可の有無 無
- 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無